

臼杵市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金に係る確認事項

①この補助金の申請にあたっては、次の要件を全て満たしているか確認をお願いします。

	要件	確認欄		
		子育て	三世代	高齢者
1	臼杵市内に居住・住民登録していること			
2	市税等の滞納がないこと			
3	施工業者が臼杵市内に本店を有する法人又は臼杵市内に住民票がある個人であること			
4	当年度の2月末までに工事が完了すること			
5	離れのみを改修する工事ではないこと			
6	当年度4月1日時点で18歳未満の子供がいる世帯であること			
7	三世代が同居する世帯であること（予定を含む）			
8	65歳以上の高齢者がいる世帯であること			
9	世帯全員（三世代同居世帯の場合は子育て世帯員に限る。）の直近の年間所得総額が600万円未満であること			
10	世帯全員の直近の年間所得総額が350万円未満であること ※高齢者及び高齢者以外（18歳未満の者を除く）からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く			
11	対象工事が30万円以上になること			
12	玄関・トイレ・浴室・キッチンのうち1部位以上を増設すること			
13	住宅の賃借人である場合は、所有者の承諾を得ていること			
14	昭和56年5月以前に着工された木造住宅の場合、耐震アドバイザー制度を利用すること			
15	昭和56年5月以前に着工された木造住宅の場合、リフォーム完了までに耐震性を有すること			

②補助金の額については次のとおりです。

補助対象経費	補助率	上限額
子育てのための改修工事に要する経費	10分の2	60万円
三世代同居のための改修工事に要する経費	10分の5	75万円
バリアフリー改修工事に要する経費	10分の2	30万円

※多子世帯の場合は、上記の上限額に10万円が上乗せされます。

③注意事項について、ご一読ください。【重要】

- 住宅リフォームに関する他の補助を受けている場合、重複個所の交付はできません。
- 申請後に市から交付決定通知が届くまでは工事契約・着工できません（交付決定前に工事契約・着工した場合は交付決定が取り消されます）。
- 工事写真は、施工前、施工中、施工後のそれぞれについて必要です。
- 補助金の振込は完了書類を提出してから市職員が現地確認及び書類の検査を行い、額の確定通知が交付された後になります。